

仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

1 日時

平成19年12月6日(木)午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室(6階)

3 出席者

(1) 委員

浅谷友一郎	大沼洋一	菊池武克	小林健司
小林純子	佐々木恒美	佐々木祐一	嶋津紀夫
戸島恵美子	成田喜達	樋口晟子	平賀ノブ
水野紀子	村松敦子	師研也	

(2) 事務局

近藤義輝事務局長	武田精敏首席書記官	大滝慶作次席家裁調査官
阿部吉明事務局次長	清野武総務課長	平塚秀喜総務課課長補佐

4 委員長あいさつ

5 委員の紹介

6 議事

(以下、 は委員長、 は委員、 は事務局の発言)

(1) 前回開催の委員会以降の広報活動等について

前回開催以降、次のような広報活動を実施した。

ア 平成19年5月から庁舎1階待合いコーナーに木町通小学校の児童が描いた絵を展示していたが、11月からは東二番丁小学校の協力を得て同校の児童が描いた絵を展示した。

なお、木町通小学校に絵画を返却する際には、絵画を描いた児童全員に家裁所長から感謝状を贈った。

イ 10月の法の日週間に例年どおり各種の広報行事を行った。

特に3日に開催した「家裁見学会」では多くの方が訪れて大変好評であった。

また、5日には法務局、検察庁及び弁護士会の協力を得て無料法律相談を開催し、多くの相談者が訪れた。

広報活動に関する事、その他質問等はないか。

裁判官は何人いるのか。また、どのくらいの仕事を担当しているか。

仙台家裁本庁では、本務の裁判官は4人である。そのほかに地裁から若干名の裁判官の応援をもらっている。

仙台家裁本庁で1年間で扱う家事審判事件はおおよそ6000件、家事調停事件はおおよそ1500件、人事訴訟事件はおおよそ170件、少年の一般事件がおおよそ1700件、少年の交通関係の事件がおおよそ460件となっている。

件数で見ると大変な数になるが、書面審査で済むような審理に要する時間の短いものもある。

このように少ない人数で事件を担当しているのでは、当事者の言い分を十分に聞くことが難しいのではないかと。また、事件処理が定型的になっていることはないか。

例えば、家事調停においては、調停委員に当事者の言い分をきっちりと聞いてもらっている。裁判官も節目節目に調停委員と評議を行ったり、裁判官が直接調停に立会って当事者に会って話を聞くこともある。当庁では調停委員と勉強会を行うなどして調停の充実を図っている。

人事訴訟の実情を申し上げると、平均審理期間が延びていることについて危機感を感じている。ただ、人事訴訟事件には裁判での解決になじまない感情的な主張も多く、その主張を聞くために時間を要している事案もある。裁判官が少ないからということで定型的に事件を処理していることはない。また、参与員に關与してもらって離婚事由があるかどうか意見を聴くスタイルが多くなっている。さらに、人事訴訟事件が家裁に移管され、調査官に調査命令が出せるようになり、調査官による調査が行なわれるなど地裁時代よりは丁寧な処理を行っているとの感想をもっている。離婚事由があるかどうかを判断するのは難しく、簡単に判断はできないので、機械的な処理は行っていない。

調停は平均するとどのくらい行っているのか。

紛争の形態によって調停の回数は異なっている。遺産分割事件では争点が多い場合には、調停回数を重ねることもあるが、離婚事件においては方向性がはっきりしていて条件だけが問題となっている場合は短いことが多いようである。ただ、離婚事件でも本人自身が離婚か復縁か迷っている場合は回数を重ねる必要がある。

そのような場合、延々と調停を重ねるのか。

合意の成立する見込みがないと判断した段階で不成立としているが、数回で終わることが多いようである。合意しそうところで当事者の気持ちが揺れていて結論が出せないでいる場合は何回も調停を重ねることになる。また、全く合意の成立見込みがない場合は調停を進めることができないので不成立としている。

2, 3回で終わる事件や10回以上調停を重ねる事件もあるが、5, 6回で終わる事件が比較的多いようである。1か月に1回の割合で調停を行っているが、ほとんどの事件が1年以内に終わっているようである。

感情的にこじれたものは長期化しているようである。その見極めをきちんと調停委員会でやってもらいたい。DV関係については裁判所に配慮してもらっているが、慰謝料の額が低すぎる。離婚後の扶養についてももう少し考えてほしい。参与員から意見を聞いているということであるが、額が低すぎる。素人である参与員は、当事者双方からそれぞれの言い分を聞いているうち、どちらもどっちという思いになり額が低くなる傾向があるのではないかと思う。

調停委員に対して、精神的な虐待に関する研修や教育はどの程度行われているのか不安である。モラルハラスメントを知らないことでどっちもどっちということになりかねない。調停委員にはプロフェッショナルになってもらう必要があるので研修を行っていただく必要がある。

不安定な精神状態の当事者に対しては、調査官が関与するなど調整的に関与し

ている。また、家庭裁判所には医務室技官として精神科の医師がいるので、医務室技官に關与させサポートやアドバイスを行っている。

私も以前調停委員をしていたことがあったが、調停委員に対する研修が不十分であった。

当庁では現在、調停の充実を図るために、いろいろプロジェクトを立ち上げており、研修の充実にも力を入れている。

調停委員に対するジェンダーに関する研修が少ないので、認識の低い調停委員もいるようである。

新任の調停委員に対して年2回の研修を行っている。研修の内容としてはジェンダーバイアスに関する講義も毎回行っている。

当庁の調停委員は、その外にも、自主的な意見交換会を行ったりして議論を深めている。可塑性を自ら発揮して一生懸命やっている。

家裁の手續に入ってから来ない人をどのように救っていくのか。児童虐待については、人格障害等が疑われるようなものに対しては行政との連携が重要になってくるのではないかとと思われる。(フランスの事情を説明した上で)わが国の裁判所の対応は迅速という点では問題があるのではないかと。児童虐待に対してどのような方向で行われているのか。

調停の中で児童虐待が行われていると疑われる場合は、調査命令を受けて児童相談所から事情を聞いて報告するなど連携に努めている。

児童虐待に対する児童相談所の対応は弱いと思われる。もう少し家庭裁判所から児童虐待に対してアドバイスを行ってほしい。

児童虐待については、調査官の調整活動を行う場合がある。

児童虐待の事件については、速やかな調査、審判を心掛けている。ただ、裁判所に係属する時期が遅いと思われるものもあるので、もう少し早いタイミングで申立てをしてもらいたいと協議会等をお願いしている。

(2) テーマ「最近の仙台家庭裁判所の取組」について

最近の仙台家庭裁判所の取組について、特に「家事調停の充実策」と「成年後見関係事件の処理」について説明を行った。

初歩的な質問であるが、「家事調停」の「家事」とはどういうことか。

離婚、扶養、遺産分割のような夫婦や親族の間の紛争を取り扱うことを指している。

「子どものある夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」というDVDは、一般に貸し出しているのか。

調停又は調査の一環として使用しているものなので一般には貸し出していない。親権者の問題で争いのある当事者に対して、調停で待っている時間等に調査室等で、親として子どもの視点に立ってもらえる教材として見られている。

このDVDをもっと一般に見てもらえば有効ではないかと思う。次に「参与員」というのはどういうものなのか。

家庭裁判所で扱う事件について、法律家の判断によるだけでなく、一般社会における健全な良識に照らしてどのような解決が適切かという観点も必要である。

そこで、家事審判や人事訴訟の手続には、このような一般社会の良識を反映させることができるよう国民が参加する参与員制度が設けられており、参与員は、裁判官とともに家事審判事件の審理や人事訴訟事件の証拠調べ・和解の試みなどに立ち会い、意見を述べるなどして、紛争を解決に導くという役割を担っている。

小中学生のいる家庭で70%から80%が片親の世帯にもなっているところがあると聞いている。理解できない。好ましいことではないと思う。

好ましくないという御意見については、もしそれが片親の家庭の方に対して何らかの差別的な取扱いを肯定する趣旨であるならば、私どもとしては、必ずしも賛成しかねる。片親の家庭の方にも他の場合と同様に家裁のサポートは必要であり、むしろそれらの方こそいろいろとサポートしていくことが重要である。

離婚が増加していると感じている。現在、私の関係している児童館で60人くらいの子どもを預かっているが、3分の1ほどの親が離婚している。先程紹介のあったDVDがあるのであれば、これを配布してもらえば理解が深まるのではないか。配布するに当たってのツールの開発を検討してほしい。

私も同感である。

これまで直に裁判官の話を聞いたことがなかった。裁判所はいろんな事例をもっており、社会の見方も持っていると思う。いろんな生育歴があり、それが大人になったときに出てきている。調査官が持っている事例を社会に還元してほしいと思う。DVDもその一つだと思う。当事者の紛争の解決を図るのが裁判所の仕事だと思うが、もう少し広げて行ってほしい。有益な情報は社会で共有すべきである。

具体的な法律紛争としての事件を取り扱うことにおいて、当事者間の法律問題を解決するのが裁判所である。社会的な問題を解決することを直接の目的とする機関ではないことを理解していただきたい。

7 次回テーマの選定、次回期日について

次回の委員会のテーマについて、「最近の仙台家庭裁判所の取組」について、説明の一部が残っているのでその残りの説明と協議をすることとしたいが、そのほかに協議することがあれば意見を出していただきたい。

人格障害者ではないかと思われるような人が増加してきており、クレーム対応が複雑困難化している。家庭裁判所とは直接関連はないが協議テーマにできないか。

家裁の手続の中で解決できることではないので、家裁委員会のテーマとして議論することは難しいではないかと思う。できれば家裁委員会のテーマとしてふさわしいものにしてほしい。ほかに意見はないか。

(なし。)

それでは協議すべきテーマがある方は、12月末日まで総務課までお知らせ願いたい。委員の皆様から特に意見が出ない場合は、裁判所の方でテーマを提案することも検討したい。次回テーマは決まり次第連絡したい。

賛成

次回期日については、来年の6月ころとして、その日程は後日事務局の方から連

絡することによいか。

賛成

(希望者を対象に庁舎見学を実施して終了)

以上